

厚生労働省発雇均1117第1号

令和2年11月17日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）

第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

退職金共済契約申込書について、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものではないことを証するための押印を不要とすること。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。